

# 生ごみ処理容器等設置事業の補助制度

市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資することを目的に、生ごみを自家処理するために必要な生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機設置する者に対し、補助金を交付します。

項 目	内 容		
交付要件	(1) 市内に住所を有し、現に居住している者 (2) 市内の一般家庭で容器等を使用すること (3) 自己の責任において、容器等の適切な管理ができること (4) 生ごみからできた堆肥の自家処理に努めること (5) 市税等を滞納していない者 補助金の交付対象とする容器等は、購入の日から1年以内のものとする。 ※大洲市に住民登録がない人、市税等を滞納している人は対象となりません。		
補助対象容器等の種類と補助額	生ごみ処理容器	一世帯5年間で2基まで	限度額 4,000 円 (1基につき)
	電気式生ごみ処理機	一世帯5年間で1基まで	購入価格の2分の1 限度額 20,000 円
	ただし、補助の対象となる購入費用が上記の金額に満たない場合は、その購入に要した金額を限度とします。		
事業期間	各年度4月1日から翌年3月31日(予算の範囲内)		
購入方法と補助金の申請手続き	1. 市内の販売店で生ごみ処理容器等を購入する。 ※領収書またはレシートの原本の提出をお願いします。 2. 「補助金交付申請書」と「補助金交付請求書」に記入の上、環境生活課または、長浜支所、肱川支所、河辺支所へ提出してください。 3. 受付後、内容を審査し、不備等がなければ申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付します。 4. 通知後、1ヵ月程度で申請者の指定口座へ補助金を振り込みます。		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理容器等の名称(品名)又は型式を必ず記載すること。</li> <li>・ この補助金は、本補助事業の目的以外には使用してはいけません。</li> <li>・ 偽りその他不正な手段により、交付を受けた者がいるときは補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。</li> </ul>		